資料３　各整備手法における災害リスクへの対応の比較検証

これまで整理した「６つの整備パターン」における「災害リスクへの対応」について比較検証を行う

比較検証の内容		現庁舎の利用を続け、将来建替える				今建替える	
		現庁舎の耐震化等を行う		現庁舎の耐震化等は行わない			
整理事項		パターン① **耐震改修案**	パターン② **減築案**	パターン③ **災対本部整備案** （一部整備案）	パターン④ **継続案** （耐震化しない案）	パターン⑤ **新庁舎整備案** （２棟分離）	パターン⑥ **新庁舎整備案** （１棟）
		現庁舎を耐震改修	現庁舎を減築	災害対策本部機能を別地に整備	現状のまま現庁舎を利用	本庁舎・議会、中央区役所を別に整備	1棟に集約整備
災害リスクへの対応		今回整理事項（審議事項2）：災害リスクへの対応					
事業費	新築工事費等	―	―	単価の整理	―	単価の整理	単価の整理
	改修工事費等	改修費等の整理				―	―
	現庁舎 解体工事費等	解体範囲の整理					
財政	ライフサイクルコスト	維持管理費、水光熱費等の整理					
	市財政への影響	複数の条件設定を行った上で、市財政への影響を整理					

資料３　各整備手法における災害リスクへの対応の比較検証

比較検証にあたり、前提条件・評価の視点（案）を整理する。

比較検証の内容	現庁舎の利用を続け、将来建替える				今建替える	
	現庁舎の耐震化等を行う		現庁舎の耐震化等は行わない			
整理事項	パターン① **耐震改修案**	パターン② **減築案**	パターン③ **災対本部整備案** （一部整備案）	パターン④ **継続案** （耐震化しない案）	パターン⑤ **新庁舎整備案** （２棟分離）	パターン⑥ **新庁舎整備案** （１棟）
	現庁舎を耐震改修	現庁舎を減築	災害対策本部機能を別地に整備	現状のまま現庁舎を利用	本庁舎・議会、中央区役所を別に整備	1棟に集約整備
災害リスクへの対応	今回整理事項（審議事項2）：災害リスクへの対応					

１）比較検証を行う上での前提条件の確認　P3～P6

・災害リスクへの対応を比較する上での条件整理

（補足１）大規模災害発生時の業務と体制　P7
（補足２）災害対応時の各体制と連携　P8
（補足３）代替施設への移転に伴う課題　P9

・評価の視点を整理する上で重要な要素（災害対応に必要な機能、代替施設の想定）の確認

２）評価の視点・項目（案）、評価基準（案）の整理　P10･11

・評価の視点を整理

３）各パターンの評価（案）　P12～P18

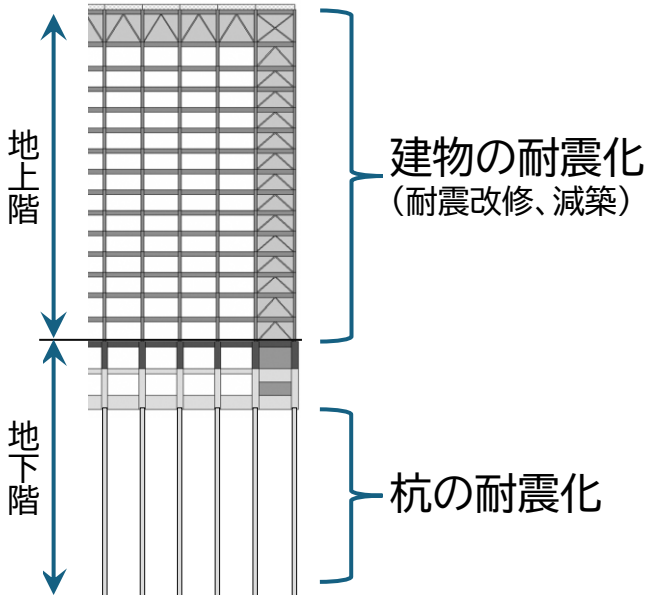
・評価の視点に基づき評価

１）比較検証を行う上での前提条件

前提条件を設定するにあたり、これまで市民生活に多大な影響を及ぼすため実現性は低いと整理していた杭の耐震改修について、検証を行う上での取り扱いを整理する。

【 パターン①（現庁舎の耐震改修案）、パターン②（現庁舎の減築案）の杭の耐震化について】

現庁舎の耐震改修と減築を行う場合は、併せて杭の耐震化が必要になる。



建物の耐震化には、杭の耐震化が必要

- 耐震化によって、国土交通大臣認定※を取得している現在の構造計画に変更が生じるため、耐震化を行うには、再度認定を取得した上で進める必要がある。
- その場合、杭も現行基準に適合させる必要があるため、杭の耐震化を併せて実施する必要がある。

杭の耐震化には道路の長期閉鎖やインフラ移設が必要

- 杭の耐震化手法として、「杭を追加設置して補強」が技術的には可能
- ただし、現庁舎の地下階は敷地境界付近まであることから、杭を追加設置するためには、周辺道路を封鎖の上、下水管や通信設備などのインフラ設備の移設や執務室の一部解体等が必要

※：構造方法の性能が、建築基準法令で要求する性能に適合しているものについて、国土交通大臣が認定する制度

杭の耐震化を行う場合、**道路の長期閉鎖やインフラ移設などにより市民生活へ多大な影響**があるが、**現庁舎の耐震改修を行う場合、建物と杭の耐震化を併せて実施**する必要があることから、比較検証にあたっては **杭の耐震化を実施することを前提**とする。

１）比較検証を行う上での前提条件

防災面での比較検証を行うにあたっては、以下のとおり想定する。

（１）災害規模は、以下の想定で検証を行う

・地震は、「建築基準法等で求められる地震動」を想定する。（震度６強～震度７程度）
・水害は、国土交通省が設定した「地域において想定し得る最大規模の降雨」を想定する。

（２）現庁舎の耐震改修、減築を行った場合は、以下の想定で検証を行う

・現庁舎の杭の耐震化は、市民生活に多大な影響を及ぼすため実現性は低いものの、実施すると想定する。
・現庁舎の耐震改修等により、構造体の耐震安全性は、Ⅰ類※を達成するものと想定する。
・地下階の大型・重量物の設備機器等は、耐震改修等により浸水レベル以上の上階に配置可能と想定する。

（３）想定する庁舎の規模を揃える

・「現庁舎の利用を継続し、将来建て替える」４つのパターンについても、民間賃貸ビルの活用等により、「パターン⑤新庁舎分棟案」で想定する必要床面積と同等の面積を確保し、同一条件に揃える。
（平時及び災害時の狭あい化を解消する）

（４）民間賃貸ビルは、一般的な耐震性能を有する事務所ビルと想定する

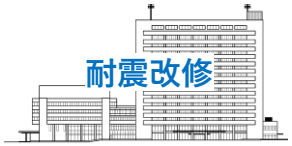
・本市中心部に、構造体の耐震安全性がⅠ類やⅡ類※に相当すると公表している事務所ビルはほとんど無く（現在賃借中の事務所ビルもⅢ類※）、まとまったスペースとしてⅠ類やⅡ類の事務所ビルを賃借することは想定できないことから、（３）で確保する民間賃貸ビルは、構造体の耐震安全性はⅢ類※の施設と想定する。

※：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（国土交通省監修）における構造体の耐震安全性の目標の分類

Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。

１）比較検証を行う上での前提条件

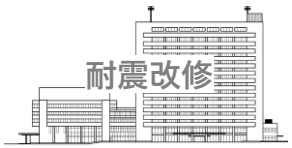
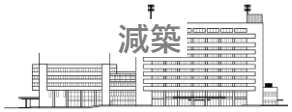
Ｐ４の整理を元に、各整備パターンにおいて想定する施設構成及びスペース確保の考え方を整理する。
「平時の執務空間不足分の確保」は、Ｐ４（３）の条件設定に基づき民間ビル等の面積を算定する。

	現庁舎の利用を続け、将来建替える				今建替える	
	現庁舎の耐震化等を行う		現庁舎の耐震化等は行わない		現案	合築案
	パターン① **耐震改修案**	パターン② **減築案**	パターン③ **災対本部整備案** **（一部整備案）**	パターン④ **継続案** **（耐震化しない案）**	パターン⑤ **新庁舎整備案** **（２棟に分棟）**	パターン⑥ **新庁舎整備案** **（１棟に合築）**
新たな整備	－	－	新設 災害対策本部機能 約16,500㎡※3	－	新設 本庁舎・議会 新設 中央区役所 計約54,700㎡※5	新設 本庁舎・議会・中央区役所 約54,700㎡※5
現庁舎 現庁舎の耐震化	 約31,400㎡※1	 約20,400㎡※2	 約33,400㎡※4	 約33,400㎡※4	表に記載の面積は、「平時の執務空間不足分を確保するために必要な民間ビル賃借等の面積」を算定する際に用いる面積であり、駐車場や議会部分など、執務空間とは性質が異なり、民間ビル賃借による対応を想定していない部分を除外している。 なお、工事費や維持管理費等の算定に当たっては、これらの部分を含む全体面積を用いる予定。	
民間ビル等 平時の執務空間不足分の確保	 約23,300㎡ （約10,300㎡）	 約34,300㎡ （約21,300㎡）	 約4,800㎡ （0㎡）	 約21,300㎡ （約8,300㎡）← Ｐ４（３）の条件を設定しなかった場合 （平時及び災害時の狭あい化を解消しなかった場合）		

※１：現庁舎面積39,700㎡から、議会6,300㎡及び浸水対策による地下2階設備機器の上階移設により２,000㎡は使用不可と想定し除外
※２：現庁舎面積39,700㎡から、議会6,300㎡及び行政棟の7階までの減築11,000㎡、地下2階設備機器の上階移設による2,000㎡を除外
※３：災害対策本部機能5,500㎡に加えて、容積率（600％）に応じた規模（一部の庁舎機能入居）を想定
※４：現庁舎面積39,700㎡から、議会6,300㎡を除外
※５：基本計画（素案）段階の面積75,000㎡（現在精査中）から議会・駐車場・半屋外スペースの面積計20,300㎡を除外（現在精査中）

１）比較検証を行う上での前提条件

Ｐ３の整理を元に、大規模災害発生時における各パターンでの必要な代替施設の確保について整理する。

	現庁舎の利用を続け、将来建替える				今建替える	
	現庁舎の耐震化等を行う		現庁舎の耐震化等は行わない		現案	合築案
	パターン① **耐震改修案**	パターン② **減築案**	パターン③ **災対本部整備案** **（一部整備案）**	パターン④ **継続案** **（耐震化しない案）**	パターン⑤ **新庁舎整備案** **（２棟に分棟）**	パターン⑥ **新庁舎整備案** **（１棟に合築）**
新たな整備	－	－	新設 災害対策本部機能 約16,500㎡	－	新設 本庁舎・議会 新設 中央区役所 計約54,700㎡	新設 本庁舎・議会・中央区役所 約54,700㎡
現庁舎 現庁舎の耐震化	 約31,400㎡	 約20,400㎡	**機能維持不可** 現状のまま （耐震性能不足） 約33,400㎡	**機能維持不可** 現状のまま （耐震性能不足） 約33,400㎡	表に記載の面積は、「平時の執務空間不足分を確保するために必要な民間ビル賃借等の面積」を算定する際に用いる面積であり、駐車場や議会部分など、執務空間とは性質が異なり、民間ビル賃借による対応を想定していない部分を除外している。 なお、工事費や維持管理費等の算定に当たっては、これらの部分を含む全体面積を用いる予定。	
民間ビル等 平時の執務空間不足分の確保	**機能維持不可** 民間ビル賃借等 約23,300㎡	**機能維持不可** 民間ビル賃借等 ＋ 減築分賃借 約34,300㎡	**機能維持不可** 民間ビル賃借等 約4,800㎡	**機能維持不可** 民間ビル賃借等 約21,300㎡		
災害時の代替施設の確保	**民間ビル等**分	**民間ビル等**分	**現庁舎**分 **民間ビル等**分	**現庁舎**分 **民間ビル等**分	不要	不要

（補足１）大規模災害発生時の業務と体制

現庁舎等（周辺施設に入居中の部署も含む）の各部署は、平時は様々な業務を担当しており、大規模災害発生時には市民の生命・財産及び生活を守るため、**災害対応や行政サービスの継続に従事**する。

平時

平時の通常業務

現庁舎等の各部署

・市政全般の企画、広報
・条例制定・改正・廃止
・公共交通関係
・広報関係
・手続きのオンライン化
・入札、契約手続き
・市の予算、決算管理
・市民税など税金関係
・コミュニティ活動支援
・人権啓発活動
・文化芸術振興
・地域福祉関係
・生活困窮者自立支援
・子育て支援
・リサイクル推進
・環境対策
・中小企業、商業振興
・市営住宅の管理供給
・公共建築物の管理
・公園、緑地の整備　など

現庁舎等職員
約3,200人※1

※１：職員・特別職・会計年度任用職員・委託業者人数

大規模災害発生時

※2：熊本市業務継続計画での名称は「災害対策本部機能」

災害応急業務

災害対策本部

本部機能※2　全庁的な指揮、調整

・本部方針の決定、指揮
・総合調整
・災対応急対策総括
・被害情報の収集・整理
・人的・物的支援の対応
・報道対応
・本部会議対応
・避難指示等検討
・応援要請等
・電話対応
・災害救助法関係
・支援全般
・避難所への物資供給等
・情報伝達
・自衛隊災害派遣要請

100～150人程度

各局対策部　被災者支援復旧対応等

・関係省庁との連絡調整
・外国人避難者対応
・広報対応
・応援職員対応
・緊急車両対応
・災害応急対策予算対応
・被害認定調査対応
・災害による税の減免対応
・要支援者対応
・公費解体対応
・災害廃棄物対応
・仮設
・観
・救援物資等の対応
・り災証明対応
・被災文化財対応
・児童福祉等の対応
・福祉避難所等受入調整対応
・ボランティア関係対応
・応急危険度判定対応
・仮設住宅対応

2,000～2,350人程度※3

継続しなければならない通常業務

各局　災害時も必要な行政サービス継続

・広報関係
・入札、契約手続き
・地域コミュニティ関係
・戸籍、住民基本台帳関係
・介護保険関係
・老人福
・障がい
・税金関係

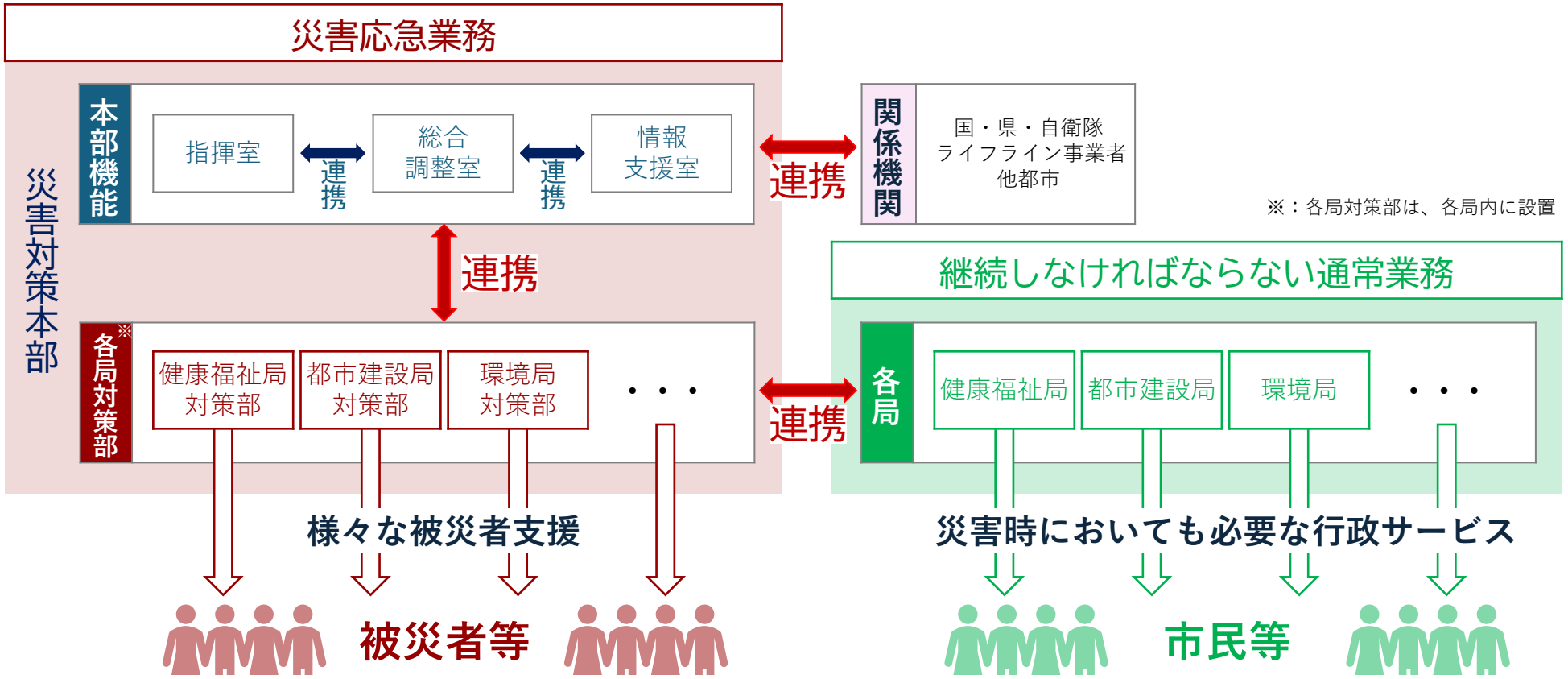
700～1,050人程度※3

※３：現庁舎等職員数に、「災害応急業務」と「継続しなければならない業務」のフェーズ毎の人数の概算割合を乗じた人数。

大規模災害発生時には、被災者を支援するための**「災害応急業務」だけでなく**、
市民生活を支える**「継続しなければならない通常業務」にも多くの人員が必要**となる

（補足２）災害対応時の各体制と連携

災害応急業務 を円滑かつ効果的に実施するためには、
本部機能・各局対策部・各局 が相互に連携するとともに、関係機関 との連携も重要になる。



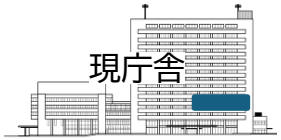
被災者支援を実施し、市民生活を支えるため、**各機能が円滑に連携すること**が必要

（補足３）代替施設への移転に伴う課題

現庁舎等が災害等により使用できなくなった場合は、代替施設への移転を想定している

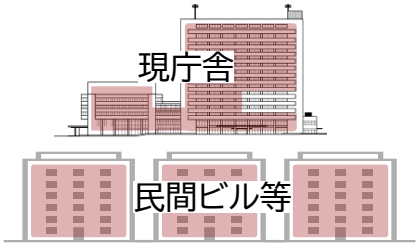
現庁舎等が**使用できる**場合の
大規模災害時の体制

本部機能



現庁舎の3階・5階の一部に設置

各局
各局対策部



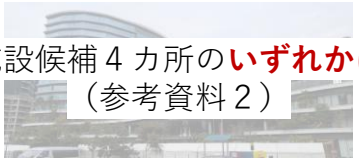
現庁舎・周辺ビルに入居中の各局の執務スペース内に各局対策部を設置

民間ビル等が使用不能になった場合

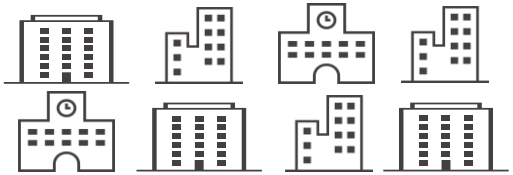
地震等で**現庁舎や入居中の**

各局それぞれ移転

現庁舎等が**使用できない**場合の
代替施設での体制



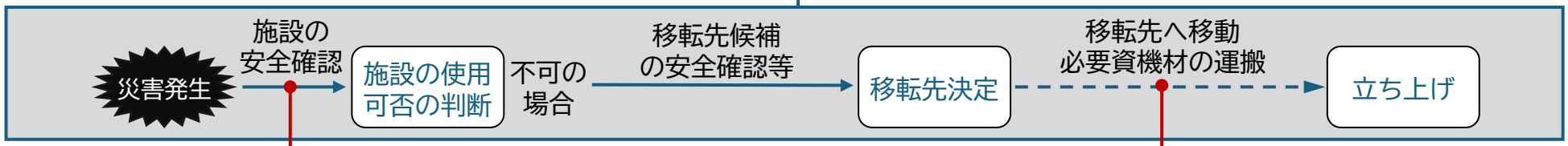
代替施設候補４カ所の**いずれかに移転**（参考資料２）



様々な市有施設に**分散して移転**（参考資料２）

※災害規模によって、**想定している代替施設が使用できない**場合も想定され、**別の代替施設確保に時間を要する**おそれがある

代替施設移転の流れ



・現庁舎はアスベスト露出のおそれもあり、**状況によっては数時間かかる**と想定される
・施設の状況によっては、**パソコンや必要書類の確保も困難**になる

・被災の時間帯によっては、交通渋滞等で**移動自体に支障が出る**ことも想定される。

現庁舎等が使用できなくなった場合の代替施設は想定しているが、**機能の分散は避けられず、**
被災状況によっては**代替施設への移転に相当の時間を要するおそれ**がある。

２）評価の視点・項目（案）、評価基準（案）

大規模災害発生時に必要となる災害対応力を２つの視点で評価を行い、各整備パターンを比較・検証する

【 評価の視点・項目（案）】

視点①　災害応急業務　～初動対応・被災者支援～

1　本部機能　を発災直後に設置できるか
2　各局対策部　を発災直後に設置できるか
3　本部機能　と　各局対策部　が連携して活動できるか
4　本部機能　と　関係機関　が円滑に連携できるか
5　災害応急業務を発災直後から実施することができるか
6　支援窓口を速やかに設置し、必要な支援を提供できるか

視点②　継続しなければならない通常業務　～行政サービスの継続～

7　各局　が発災直後から対応できるか
8　平時と同様の行政サービス水準を確保できるか
9　窓口を分散せず、市民負担を軽減できるか

各整備パターンについて、各項目を**評価基準（P11）**にもとづき評価する

審議のポイント

各整備パターンを比較・検証するための評価の視点に過不足はないか
評価項目の内容は妥当か

２）評価の視点・項目（案）、評価基準（案）

想定する災害規模に対する、地域防災計画に基づく配備態勢を踏まえて評価基準（案）を整理

第３回検証委員会で、想定する災害規模を整理
- 【地震】建築基準法等で求められる地震動（震度6強～震度7程度）
- 【水害】想定最大規模の降雨量

【 熊本市地域防災計画における配備態勢 】

配備態勢		設置基準	総 員
全庁総力態勢 レベル５強化	**風水害**	**・市内全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合**	**全職員**
	地震 津波	・海岸部全域に災害が発生し被害が甚大な場合 ・（市域のいずれかで）**震度６弱以上の地震発生** ・長周期地震動階級４が発表された場合 ・市内全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合	
	配備内容	災害対応態勢によりがたく、災害対策本部の職員を更に増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする	

【 評価基準（案）】

想定する最大規模の災害が発生した場合、地域防災計画にもとづき「レベル５強化全庁総力態勢」となり、**全職員が災害対応※に従事**するため、以下のとおり設定
- 継続使用可の面積が100% → **評価 ○**
- 不足する場合 → **評価 ×**

※：災害応急業務及び継続しなければならない通常業務

配備態勢		設置基準	総 員
災害対応態勢 レベル５	風水害	・特別警報級等の発表、または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・局地的な災害が発生した場合 ・緊急安全確保発令（警戒レベル５）	**最大１/３程度の職員**
	地震 津波	・大津波警報が発表された場合 ・局地的な災害が発生した場合	
	配備内容	災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又全庁総力態勢に直ちに移行できる体制とする	

評価×の場合であっても、災害規模によっては、対応可能な場合も想定される

現庁舎等の**最大１/３程度の職員**が、災害対応等に従事する「レベル５災害対応態勢への対応」が可能と想定される**１/３程度（33%）が災害時も継続使用可と想定される場合、評価 ▲**とする

審議のポイント　**評価基準の考え方は妥当か**

３）各パターンの評価（案）パターン①　現庁舎耐震改修案

★：Ｐ４（３）の「平時及び災害時の狭あい化を解消」を想定しなかった場合

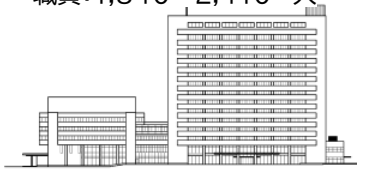
本部機能：現庁舎で対応と想定　**各局対策部**　**各局**：現庁舎、民間ビルに分散→民間ビルでは対応不可と想定

	評価の視点、評価項目	継続使用 可の面積	継続使用 不可の面積	評価	
災害応急業務	1 **本部機能**を発災直後に設置できるか ➤現庁舎内に速やかに設置できる	100%	―	○	▲
	2 **各局対策部**を発災直後に設置できるか ➤民間賃貸ビル内の局対策部は代替施設への移転が必要となり、立上げに時間を要する	60%～75%★	25%★～40%	▲	
	3 **本部機能**と**各局対策部**が連携して活動できるか ➤代替施設へ移転した局対策部は、本部との円滑な情報共有・連携ができない	60%～75%★	25%★～40%	▲	
	4 **本部機能**と関係機関が円滑に連携できるか ➤本部機能と関係機関の情報共有・連携が可能	100%	―	○	
	5 災害応急業務を発災直後から実施することができるか ➤一部の局対策部が代替施設へ移転するため、災害応急業務の速やかな実施が困難となる	60%～75%★	25%★～40%	▲	
	6 支援窓口を速やかに設置し、必要な支援を提供できるか ➤一部の局対策部の代替施設への移転により、窓口が分散する	60%～75%★	25%★～40%	▲	
継続しなければならない通常業務	7 **各局**が発災直後から対応できるか ➤民間賃貸ビル内の局対策部は代替施設への移転が必要となり、立上げに時間を要する	60%～75%★	25%★～40%	▲	▲
	8 平時と同様の行政サービス水準を確保できるか ➤代替施設のスペースや必要な資機材が不足し、一部の行政サービスは平時と同様の提供が困難となる	60%～75%★	25%★～40%	▲	
	9 窓口を分散せず、市民負担を軽減できるか ➤一部の部局の窓口分散により、市民の移動の負担が生じる	60%～75%★	25%★～40%	▲	

大規模災害時の災害対応体制のイメージ

議会面積:6,300㎡
行政棟面積:31,400㎡※
職員:1,840～2,410★人

可
安全確認後継続使用



現庁舎（耐震改修済）

本部機能
各局対策部
各局

不可
防災拠点として機能継続が困難になる可能性有

面積:10,300★～23,300㎡
職員:790★～1,360人



民間ビル等

その他の部局
各局対策部
各局

代替施設の確保・移動が必要になる可能性有
局対策部・局が代替施設に分散してしまう



●：代替施設

【代替施設への移転のイメージ】

※：現庁舎面積39,700㎡から、議会6,300㎡及び浸水対策による地下2階設備機器の上階移設により２,000㎡は使用不可と想定し除外

３）各パターンの評価（案）パターン②　現庁舎減築案

★：Ｐ４（３）の「平時及び災害時の狭あい化を解消」を想定しなかった場合

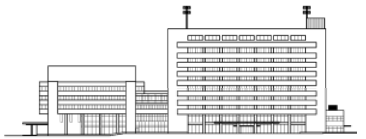
本部機能：現庁舎で対応と想定　**各局対策部**　**各局**：現庁舎、民間ビルに分散→民間ビルでは対応不可と想定

	評価の視点、評価項目	継続使用 可の面積	継続使用 不可の面積	評価	
災害応急業務	1 **本部機能**を発災直後に設置できるか ➤現庁舎内に速やかに設置できる	100%	―	○	
	2 **各局対策部**を発災直後に設置できるか ➤パターン①より多くの局対策部が代替施設へ移転することとなり、場所の確保と立上げに相当な時間を要する	40%～50%★	50%★～60%	▲	
	3 **本部機能**と**各局対策部**が連携して活動できるか ➤パターン①より多くの局対策部が代替施設での活動となるため、本部との円滑な情報共有・連携ができない	40%～50%★	50%★～60%	▲	
	4 **本部機能**と関係機関が円滑に連携できるか ➤本部機能と関係機関の情報共有・連携が可能	100%	―	○	▲
	5 災害応急業務を発災直後から実施することができるか ➤パターン①より多くの局対策部が代替施設へ移転するため、災害応急業務の速やかな実施が困難となる	40%～50%★	50%★～60%	▲	
	6 支援窓口を速やかに設置し、必要な支援を提供できるか ➤パターン①より多くの局対策部の代替施設へ移転するため、窓口が広範囲に分散する	40%～50%★	50%★～60%	▲	
継続しなければならない通常業務	7 **各局**が発災直後から対応できるか ➤パターン①より多くの局対策部が代替施設へ移転することとなり、場所の確保と立上げに相当な時間を要する	40%～50%★	50%★～60%	▲	
	8 平時と同様の行政サービス水準を確保できるか ➤代替施設のスペースや必要な資機材が不足し、多くの行政サービスは平時と同様の提供が困難となる	40%～50%★	50%★～60%	▲	▲
	9 窓口を分散せず、市民負担を軽減できるか ➤パターン①より多くの部局の窓口が広範囲に分散し、市民の移動の負担が生じる	40%～50%★	50%★～60%	▲	

大規模災害時の災害対応体制のイメージ

議会面積:6,300㎡
行政棟面積:20,400㎡※
職員:1,190～1,570★人

可
安全確認後継続使用



現庁舎（減築済）

本部機能
各局対策部
各局

不可
防災拠点として機能継続が困難になる可能性有

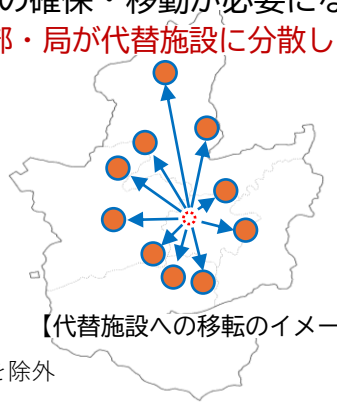
面積:21,300★～34,300㎡
職員:1,640★～2,010人



民間ビル等

その他の部局
各局対策部
各局

代替施設の確保・移動が必要になる可能性有
局対策部・局が代替施設に分散してしまう



【代替施設への移転のイメージ】

※：現庁舎面積39,700㎡から、議会6,300㎡及び行政棟の7階までの減築11,000㎡、地下2階設備機器の上階移設による2,000㎡を除外

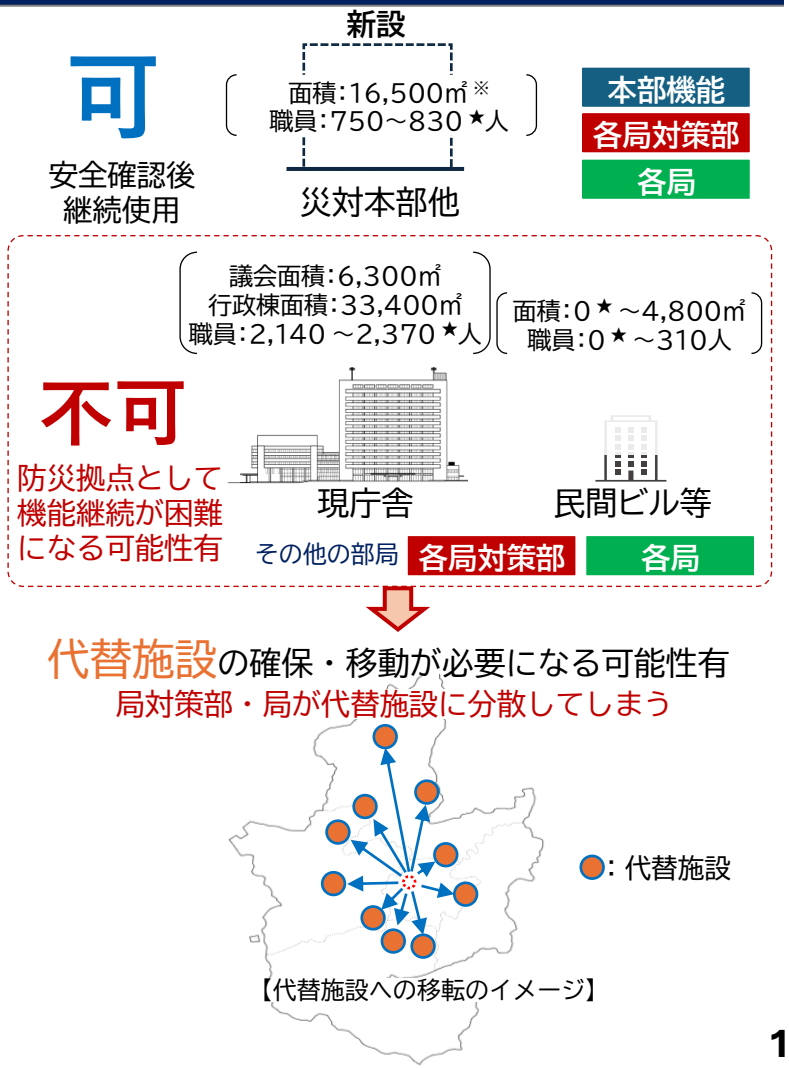
３）各パターンの評価（案）パターン③ 災害対策本部機能整備案

★：Ｐ４（３）の「平時及び災害時の狭あい化を解消」を想定しなかった場合」

本部機能：災害対策本部施設で対応と想定　**各局対策部**　**各局**：各施設に分散→現庁舎、民間ビルでは対応不可と想定

	評価の視点、評価項目	継続使用 可の面積	継続使用 不可の面積	評価	
災害応急業務	1 **本部機能を発災直後に設置できるか** ➤新設する災害対策本部施設で速やかに設置できる	100%	―	○	×
	2 **各局対策部を発災直後に設置できるか** ➤パターン②より多くの局対策部が代替施設へ移転することとなり、場所の確保と立上げに相当な時間を要する	20%〜25%★	75%★〜80%	×	
	3 **本部機能と各局対策部が連携して活動できるか** ➤パターン②より多くの局対策部が代替施設での活動となるため、本部との円滑な情報共有・連携ができない	20%〜25%★	75%★〜80%	×	
	4 **本部機能と関係機関が円滑に連携できるか** ➤本部機能と関係機関の情報共有・連携が可能	100%	―	○	
	5 **災害応急業務を発災直後から実施することができるか** ➤パターン②より多くの局対策部が代替施設へ移転するため、災害応急業務の速やかな実施が困難となる	20%〜25%★	75%★〜80%	×	
	6 **支援窓口を速やかに設置し、必要な支援を提供できるか** ➤パターン②より多くの局対策部の代替施設へ移転するため、窓口が広範囲に分散する	20%〜25%★	75%★〜80%	×	
継続しなければならない通常業務	7 **各局が発災直後から対応できるか** ➤パターン②より多くの局対策部が代替施設へ移転することとなり、場所の確保と立上げに相当な時間を要する	20%〜25%★	75%★〜80%	×	×
	8 **平時と同様の行政サービス水準を確保できるか** ➤代替施設のスペースや必要な資機材が不足し、全ての行政サービスは平時と同様の提供が困難となる	20%〜25%★	75%★〜80%	×	
	9 **窓口を分散せず、市民負担を軽減できるか** ➤パターン②より多くの部局の窓口が広範囲に分散し、市民の移動の負担が生じる	20%〜25%★	75%★〜80%	×	

大規模災害時の災害対応体制のイメージ



※：災害対策本部機能5,500㎡に加えて、容積率（600%）に応じた規模（一部の庁舎機能入居）を想定

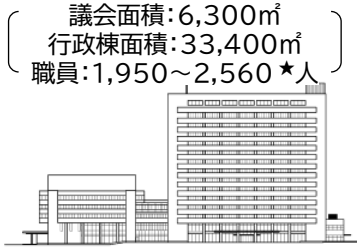
３）各パターンの評価（案）パターン④　継続案（耐震化しない案）

★：Ｐ４（３）の「平時及び災害時の狭あい化を解消」を想定しなかった場合

本部機能　各局対策部　各局　：現庁舎、民間ビルに分散→現庁舎、民間ビルでは対応不可と想定

	評価の視点、評価項目	継続使用 可の面積	継続使用 不可の面積	評価	
災害応急業務	1 本部機能を発災直後に設置できるか ➤本部機能が代替施設へ移転するため、立上げに時間を要する	―	100%	×	×
	2 各局対策部を発災直後に設置できるか ➤全ての局対策部が代替施設へ移転することとなり、場所の確保と立上げに相当な時間を要する	―	100%	×	
	3 本部機能と各局対策部が連携して活動できるか ➤本部機能と全ての局対策部が代替施設へ分散するため、円滑な情報共有・連携ができない	―	100%	×	
	4 本部機能と関係機関が円滑に連携できるか ➤本部機能が代替施設へ分散するため、関係機関との円滑な情報共有・連携ができない	―	100%	×	
	5 災害応急業務を発災直後から実施することができるか ➤本部機能と全ての局対策部が代替施設へ移転するため、災害応急業務の速やかな実施が困難となる	―	100%	×	
	6 支援窓口を速やかに設置し、必要な支援を提供できるか ➤全ての局対策部が代替施設へ移転するため、窓口が広範囲に分散する	―	100%	×	
継続しなければならない通常業務	7 各局が発災直後から対応できるか ➤全ての局対策部が代替施設へ移転することとなり、場所の確保と立上げに相当な時間を要する	―	100%	×	×
	8 平時と同様の行政サービス水準を確保できるか ➤代替施設のスペースや必要な資機材が不足し、全ての行政サービスは平時と同様の提供が困難となる	―	100%	×	
	9 窓口を分散せず、市民負担を軽減できるか ➤全ての部局の窓口が広範囲に分散し、市民の移動の負担が生じる	―	100%	×	

大規模災害時の災害対応体制のイメージ



不可

防災拠点として機能継続が困難になる可能性有

現庁舎

本部機能
各局対策部
各局



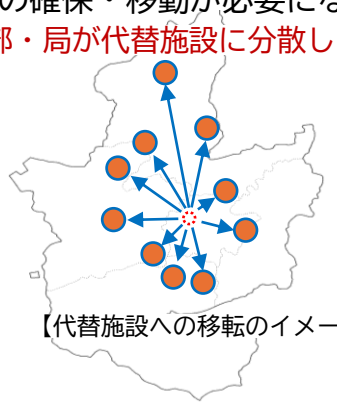
現庁舎以外の部局

民間ビル等

各局対策部
各局

代替施設の確保・移動が必要になる可能性有

局対策部・局が代替施設に分散してしまう



【代替施設への移転のイメージ】

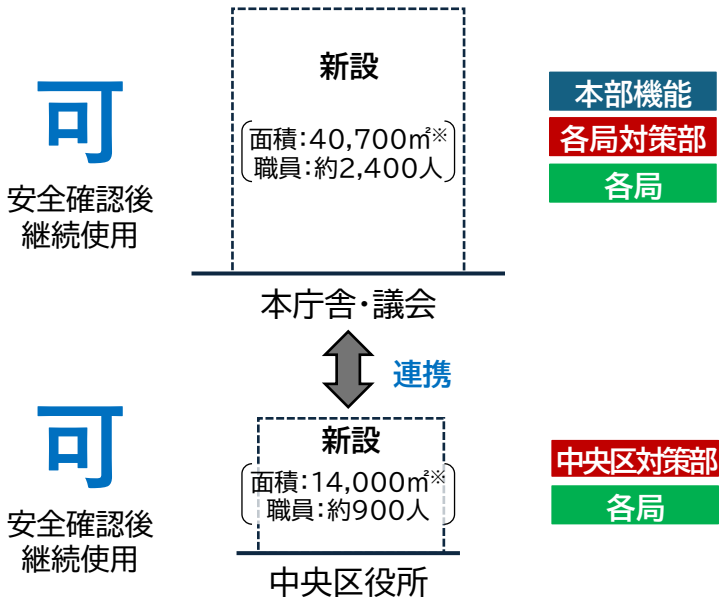
３）各パターンの評価（案）パターン⑤ 新庁舎整備案（２棟に分棟）

本部機能 **各局対策部** **各局** ：新庁舎に配置→すべての部署が対応可と想定

	評価の視点、評価項目	継続使用 可の面積	継続使用 不可の面積	評価	
災害応急業務	1 **本部機能を発災直後に設置できるか** ➤庁舎内で災害対策本部を速やかに立上げることができる	100%	—	○	○
	2 **各局対策部を発災直後に設置できるか** ➤庁舎内で全ての局対策部を速やかに立上げることができる	100%	—	○	
	3 **本部機能と各局対策部が連携して活動できるか** ➤本部機能と全ての局対策部が円滑に情報共有・連携ができる	100%	—	○	
	4 **本部機能と関係機関が円滑に連携できるか** ➤本部機能だけでなく全ての局対策部が関係機関との円滑な情報共有・連携ができる	100%	—	○	
	5 **災害応急業務を発災直後から実施することができるか** ➤庁舎内で全ての災害応急業務を実施できる	100%	—	○	
	6 **支援窓口を速やかに設置し、必要な支援を提供できるか** ➤庁舎内で全ての窓口を速やかに開設し、必要な支援を提供できる	100%	—	○	
継続しなければならない通常業務	7 **各局が発災直後から対応できるか** ➤発災直後から庁舎内で必要な行政サービスを提供できる	100%	—	○	○
	8 **平時と同様の行政サービス水準を確保できるか** ➤庁舎の継続使用が可能であるため、平時と同様の行政サービス水準を確保できる	100%	—	○	
	9 **窓口を分散せず、市民負担を軽減できるか** ➤平時と同じ場所で窓口を継続して開設し、市民の移動の負担が生じない	100%	—	○	

※：基本計画（素案）段階の面積から議会・駐車場・半屋外スペースの面積を除外

大規模災害時の災害対応体制のイメージ



発災直後から災害応急業務と通常の行政サービスの提供が可能

さらに新庁舎では…

- 災害規模に応じて、**災害対応スペースを柔軟に拡張できるよう**災害関連部署に隣接して会議室を集約配置することを想定
- 災害対応のフェーズ（段階）に応じて、**共用部を一時避難や災害対応窓口に柔軟に活用**することを想定

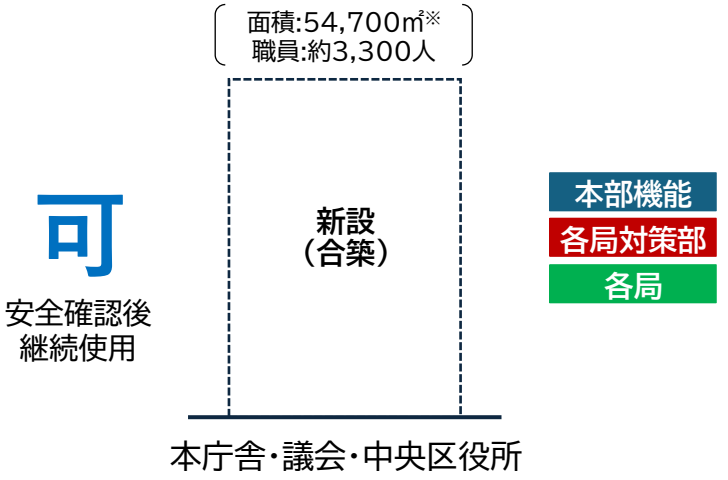
（詳細は参考資料３を参照）

３）各パターンの評価（案）パターン⑥ 新庁舎整備案（１棟に合築）

本部機能　各局対策部　各局　：新庁舎に配置→すべての部署が対応可と想定

	評価の視点、評価項目	継続使用 可の面積	継続使用 不可の面積	評価	
災害応急業務	1 本部機能を発災直後に設置できるか ➤庁舎内で災害対策本部を速やかに立上げることができる	100%	―	○	○
	2 各局対策部を発災直後に設置できるか ➤庁舎内で全ての局対策部を速やかに立上げることができる	100%	―	○	
	3 本部機能と各局対策部が連携して活動できるか ➤本部機能と全ての局対策部が円滑に情報共有・連携ができる	100%	―	○	
	4 本部機能と関係機関が円滑に連携できるか ➤本部機能だけでなく全ての局対策部が関係機関との円滑な情報共有・連携ができる	100%	―	○	
	5 災害応急業務を発災直後から実施することができるか ➤庁舎内で全ての災害応急業務を実施できる	100%	―	○	
	6 支援窓口を速やかに設置し、必要な支援を提供できるか ➤庁舎内で全ての窓口を速やかに開設し、必要な支援を提供できる	100%	―	○	
継続しなければならない通常業務	7 各局が発災直後から対応できるか ➤発災直後から庁舎内で必要な行政サービスを提供できる	100%	―	○	○
	8 平時と同様の行政サービス水準を確保できるか ➤庁舎の継続使用が可能であるため、平時と同様の行政サービス水準を確保できる	100%	―	○	
	9 窓口を分散せず、市民負担を軽減できるか ➤平時と同じ場所で窓口を継続して開設し、市民の移動の負担が生じない	100%	―	○	

大規模災害時の災害対応体制のイメージ



分棟案同様、発災直後から災害応急業務と通常の行政サービスの提供が可能

さらに新庁舎では…

- 災害規模に応じて、**災害対応スペースを柔軟に拡張できるよう**災害関連部署に隣接して会議室を集約配置することを想定
- 災害対応のフェーズ（段階）に応じて、**共用部を一時避難や災害対応窓口に柔軟に活用**することを想定

※：基本計画（素案）段階の本庁舎・議会、中央区役所の合計面積から議会・駐車場・半屋外スペースの面積計を除外

3）各パターンの評価（案）まとめ

現庁舎の利用を続けるパターン（①～④）は、災害対応や行政サービスが遅延し、被災者の生活再建の遅れや市民生活全体への影響が拡大・長期化するおそれがある。

	評価の視点、評価項目	現庁舎の利用を続け、将来建替える								今建替える			
		パターン① 耐震改修		パターン② 減築		パターン③ 災対本部整備		パターン④ 継続使用		パターン⑤ 新庁舎分棟		パターン⑥ 新庁舎合築	
災害応急業務	1 本部機能を発災直後に 設置し、対応を開始できるか	○	▲	○	▲	○	×	×	×	○	○	○	○
	2 各局対策部を発災直後に設置し、対応を開始できるか	▲		▲		×		×		○		○	
	3 本部機能と各局対策部が連携して活動ができ るか	▲		▲		×		×		○		○	
	4 本部機能と関係機関がが円滑に連携できるか	○		○		○		×		○		○	
	5 災害応急業務を分散せずに実施することができるか	▲		▲		×		×		○		○	
	6 支援窓口を速やかに設置し、必要な支援を提供できるか	▲		▲		×		×		○		○	
継続しなければならない通常業務	7 各局が発災直後から対応できるか	▲	▲	▲	▲	×	×	×	×	○	○	○	○
	8 平時と同様の行政サービス水準を確保できるか	▲		▲		×		×		○		○	
	9 窓口の分散を抑え、市民負担を軽減できるか	▲		▲		×		×		○		○	